

# 1. 信長の金融改革



## □ 金銀貨使用令(1569年)

1. 今後、米を通貨として使ってはならない
2. 高額取引には金・銀を使うこと  
糸10斤など
3. 金10両に対して銅銭は15貫目で交換すること  
銀10両に対して銅銭は2貫目で交換すること

中央政府が初めて金銀を貨幣と定めた(世界的に先駆的)  
銅銭不足の解消、遠距離取引の不便解消



江戸時代の金銀銅「三貨制」に引き継がれる

## 2. 信長のその他の改革

1. 検地・・・田畑を実測して固定資産台帳を作成
2. 京枴を統一単位に・・・昭和30年代まで使用  
一升(1.8ℓ) = 14.8cm × 14.8cm × 8.1cm



3. 関所を廃止
4. 比叡山を焼き打ち・・・悪徳金融(年48%)を撲滅

信長の金融改革は、制度と並行して、現場・現物などの運用面も変えたことで成功したのではないか

# 3. 信玄の金融改革



1. 棟別の固定資産台帳
2. 甲州枴・・・1升=5.4ℓ



左:京枴、右:甲州枴

3. 貨幣・・・甲州金



4. 貨幣単位

金4匁 = 1両、 $\times 1/4 = 1分$ 、 $\times 1/4 = 1朱$  (4進法)

- ⇒ 江戸時代の貨幣単位に引き継がれる  
甲州だけは金貨の鑄造を認められた

# 4. 信長と信玄のちがい

1. 共に金融改革を行った
2. 共に運用面のきめ細かい改革も行った
3. 固定資産台帳のちがい

	信長	信玄
基準	土地(農地)台帳	家屋と住民台帳
税収面の特徴	税収が不安定 農業生産高に左右される	税収が安定 農業生産高に左右されない
税の重さ	収入に連動する(不作のときは負担を減らせる)	収入に連動しない(不作でも負担額は変わらない)

制度が領民の経済力(担税力)に見合っていたか？  
＝改革が領民の生活を壊してしまっは改革でなくなる